

輪島市子ども・子育て 支援事業計画(案)

(子ども・子育て支援法第61条に基づく
子ども・子育て支援事業計画)



平成27年2月
輪島市

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の経緯	3
第2章 現状と課題	4
1 人口の推移	4
2 年齢別就学前児童数の推移	6
3 親になる世代の推移	7
4 出生数・死亡数の推移	8
5 合計特殊出生率の推移	8
6 世帯の推移	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本的な理念	10
2 基本目標	11
第2部 幼児期における教育・保育の実施計画	12
第1章 幼児期における教育・保育の提供区域の設定	12
1 区域設定の考え方	12
2 教育・保育の区域設定	13
3 地域子ども・子育て支援事業の区域設定	13
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	14
1 幼児期の教育・保育の量の見込み	14
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	14
第3部 地域子ども・子育て支援事業の実施計画	16
第1章 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	17
第2章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	17
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	17
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	17
第3章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	34
第4部 目標達成に向けた施策	35
1 施策体系	35
2 施策の展開	36

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国は急速に少子高齢社会へ突入し、出生率についてはこれまで低下傾向が続き、平成17年の合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数は「1.26」と過去最低の水準を記録しました。その後、微増に転じてはいるものの依然として少子化が進行している現状です。

こうした状況は、子どもの健全な成長に対してだけでなく、人口構造にアンバランスを生じさせ、日本の社会や経済に様々な影響を与えると懸念されています。

国においては、平成15年に次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、良質な育成環境の社会の形成や少子化や核家族化の社会状況に対応するため「次世代育成支援対策支援法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成24年8月には保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」が制定され、行動計画の策定が市町村に義務付けられました。

本市においては、平成17年度から平成26年度までの10カ年を計画期間として、平成17年3月に「輪島市次世代育成支援行動計画」の前期計画を、平成22年3月には後期計画をそれぞれ策定し、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、社会情勢や子どもと家庭を取り巻く環境がさまざまな変化をしている中、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、社会全体で取り組むべき緊急の課題となっており、迅速な対応が求められています。

こうしたことから、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を持ちながら、地域・社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築する必要があり、本市としては、「輪島市次世代育成支援行動計画」の後継の計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づくものであり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた「輪島市次世代育成支援行動計画(後期)」に従って、本市がこれまで取り組んできた施策を継承するものであり、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

【本計画の記載事項】

○各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策(提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期)、認定こども園の推進など

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び母子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実など)

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施設との連携(ワーク・ライフ・バランスの推進)

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

○地域における子育て支援

○母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進

○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

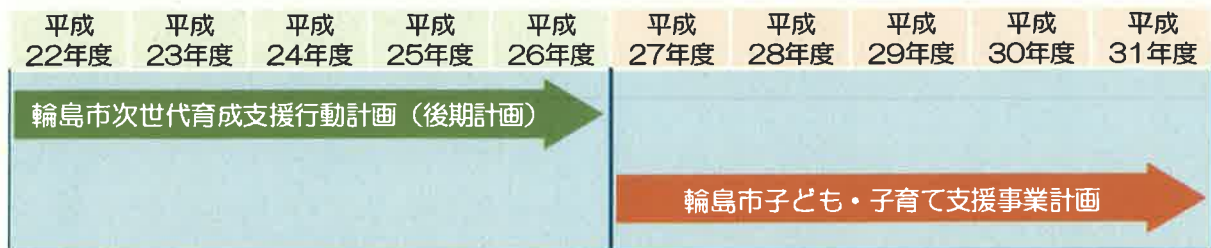
○子育てを支援する生活環境の整備

○子どもなどの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」(現行)に基づく事項

3 計画の期間

子ども・子育て支援法の定めるところにより、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とします。



4 計画策定の経緯

(1) 輪島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「輪島市子ども・子育て会議」を設置し、審議しました。

本会議の委員は15人で、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、幼稚園・保育所の事業主、各種団体からの推薦者、公募委員により構成しています。

(2) 子ども・子育て支援行動計画策定のためのニーズ調査

本計画策定の基礎データとして市内在住の未就学児を有する保護者を対象としニーズ調査を実施しました。

<ニーズ調査結果の概要>

①調査期間	平成25年11月29日(金)から 12月10日(火)まで
②就学前児童を有する世帯数 (ニーズ調査の対象世帯数)	684世帯
③調査回答世帯数	420世帯
④調査回答回収率	61.4%

(3) 市民から意見を募集するため、パブリックコメントを実施

本計画に市民の意見を反映させるため、平成27年2月から1カ月間、本市ホームページ上で、市民から意見を募りました。

第2章 現状と課題

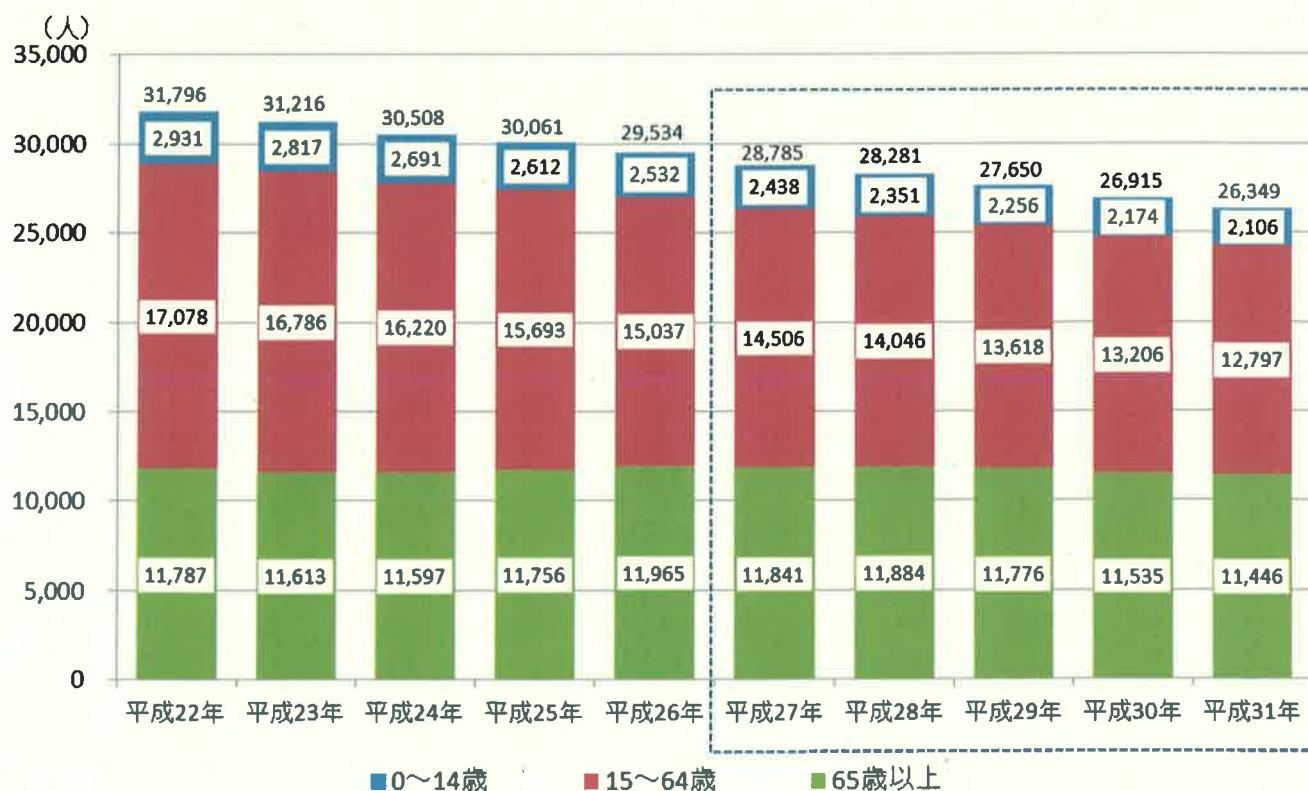
1 人口の推移

平成26年の本市の総人口は29,534人となり、平成18年2月に合併して以来、初めて3万人を割り込みました。平成22年の31,796人と比較すると、7.1%にあたる2,262人が減少しています。平成22年から26年の5年間に、0～14歳の人口(年少人口)は15.8ポイント、15～64歳の人口(生産年齢人口)は13.6ポイント少なくなり、将来を担う市民の減少が危惧されます。一方、65歳以上の人口(老年人口)は1.5ポイント増加しています。

人口推計によると、平成27年以降も人口が減り続け、平成31年には全人口に占める年少人口の割合が8%を下回る見込みです。

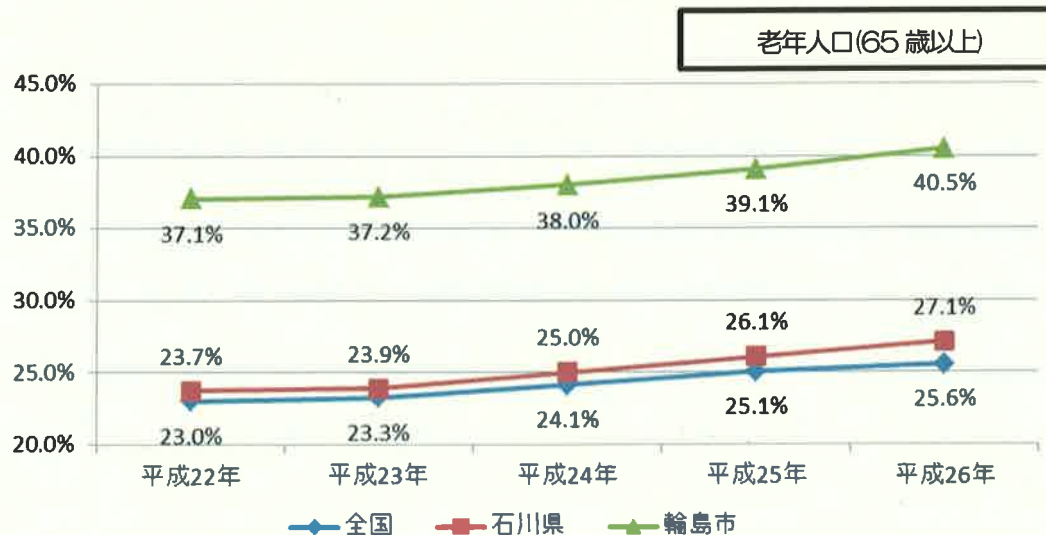
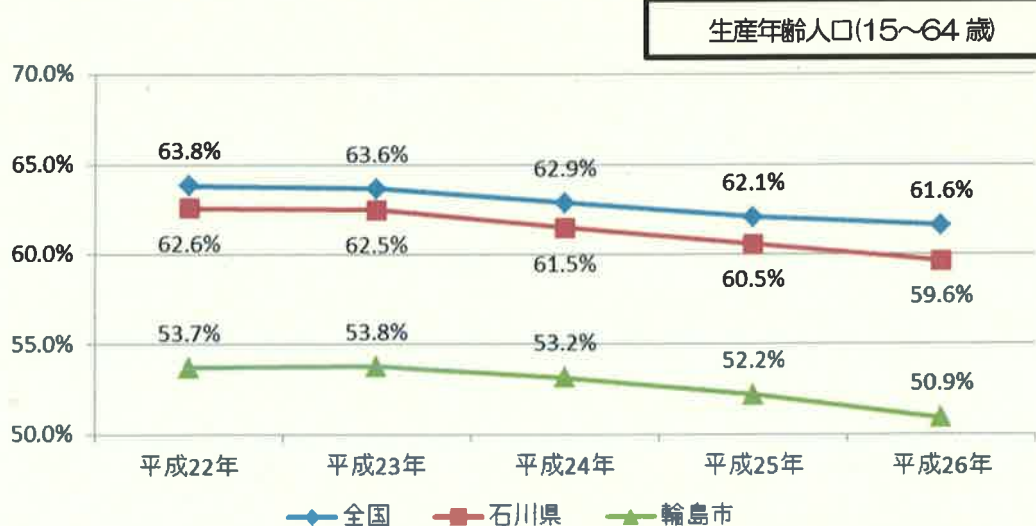
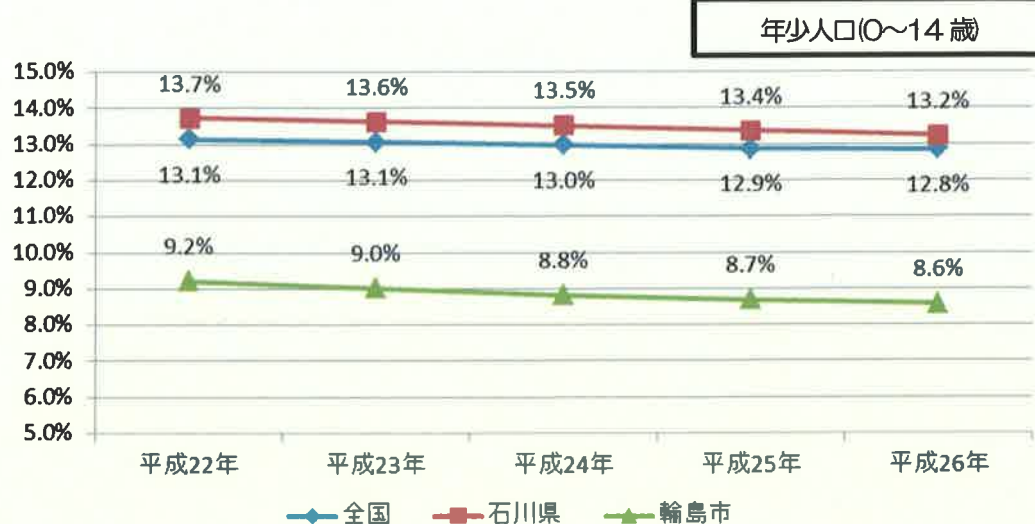
年齢3区分別人口の推移(単位：人)

資料：平成26年までは各年4月1日現在の住民基本台帳人口、平成27年以降はコーホート変化率法を用いて算出した各年4月1日時点の推計値



本市の年齢別人口割合を全国、県平均と比較すると、年少人口(0～14 歳)割合、生産年齢人口(15～64 歳)割合ともに下回っています。一方で、老年人口(65 歳以上)の割合は平成 26 年に 40.5%となり、5 人に 2 人以上が 65 歳以上です。全国、県平均を大きく上回っており、少子高齢化が顕著に表れています。

年齢 3 区分別人口の構成比(単位：%) 資料：総務省統計局、石川県統計情報室、輪島市住民基本台帳

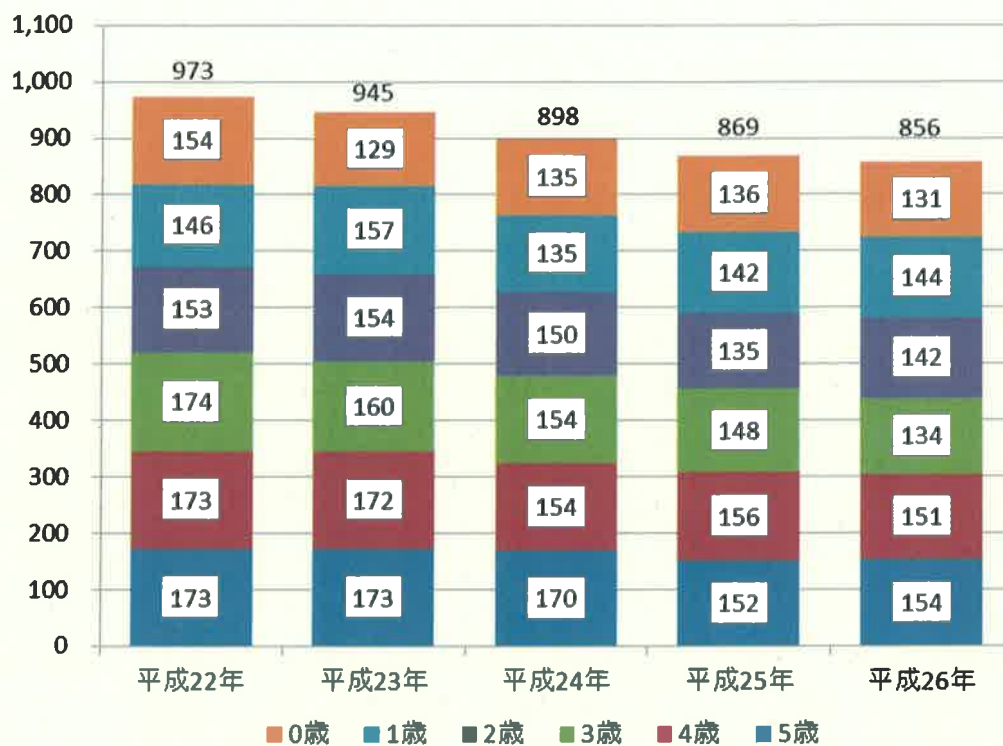


2 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数は年々減少しており、平成26年には856人となっています。

平成22年から26年の5年間で、0歳から5歳までのすべての年齢において減少傾向にあります。

年齢別就学前児童数の推移(単位：人) 資料：輪島市住民基本台帳

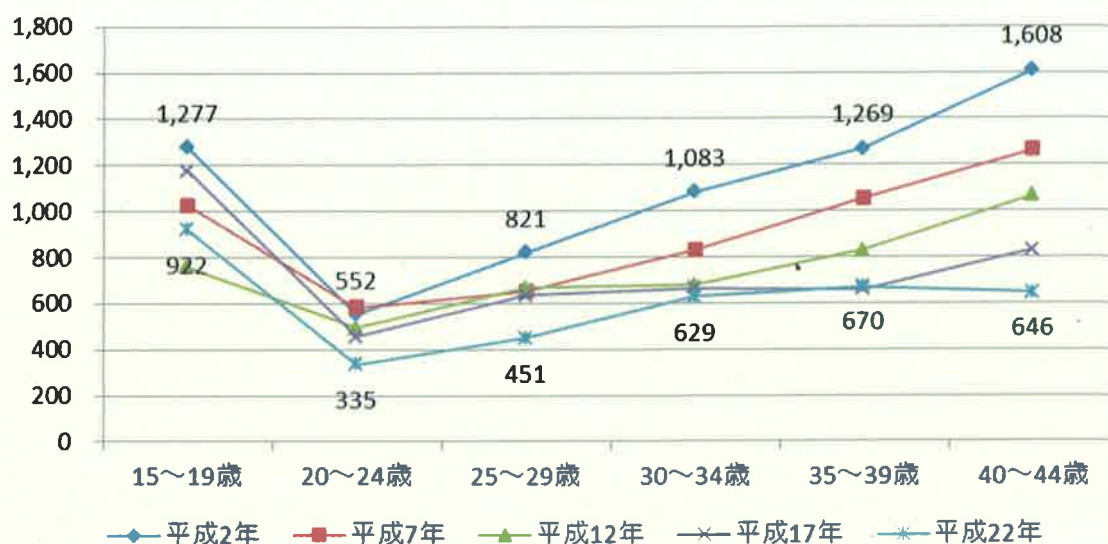


3 親になる世代の推移

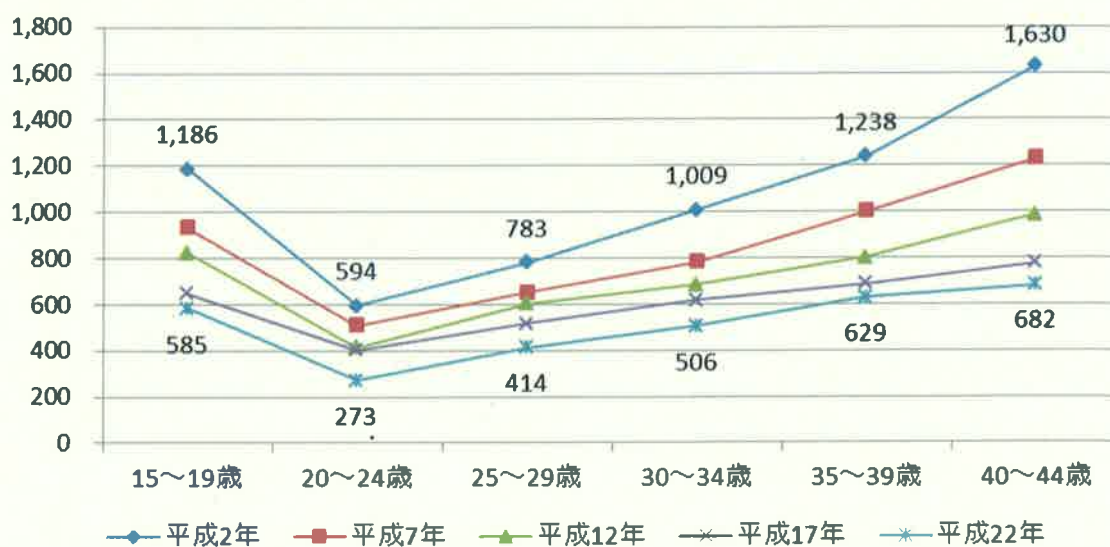
親になる世代(15～44歳)は、平成2年の13,050人から平成22年の6,742人に減少しています。20代は46.4%減、30代は47.1%減となっており、親になる世代の中心となる世代に著しい人口の減少がみられます。

親になる世代の推移(単位：人) 資料：国勢調査

【男性】



【女性】



4 出生数・死亡数の推移

平成 25 年の出生数は 142 人で、平成 21 年から 25 年までの 5 年間では減少傾向にあります。死亡数は、平成 23 年に 579 人に増加したものの、平成 25 年には 523 人となっています。

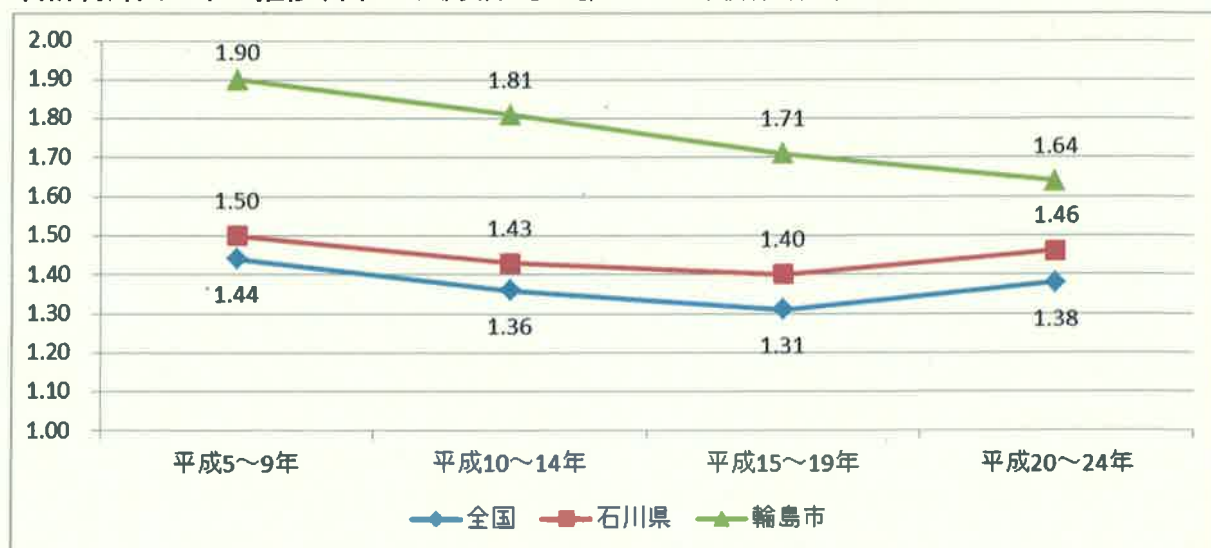
出生数・死亡数の推移(単位：人) 資料：輪島市

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減率 (平成21～25年)
出生数	158	133	143	143	142	-10.1%
死亡数	529	552	579	563	523	-1.1%

5 合計特殊出生率の推移

平成 20～24 年の合計特殊出生率は 1.64 で全国を上回っていますが、平成 5～9 年と比べて 0.26 ポイント低下しています。全国や石川県と比べても低下率が大きくなっています。

合計特殊出生率の推移(単位：人) 資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」



6 世帯の推移

世帯数は長年減少傾向にあり、平成24年に12,585世帯まで落ち込んだものの、平成25年から増加に転じており、平成26年には12,703世帯となっています。

世帯の推移(単位：総世帯数・世帯、一世帯あたりの人員・人) 資料：輪島市



第3章 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、地方自治体による事業計画の策定を義務付けるとともに、自治体が計画を策定する際の指針を示しています。本市計画においても、当該策定指針と輪島市次世代育成支援行動計画の後継の計画であることを念頭におき、計画を策定します。

1 基本的な理念

【輪島市の子ども・子育ての基本的な理念】

- 子どもが安全・安心な環境のもと心身ともに健やかに成長していくまち
- 保護者が地域や社会の支援を受けながら、喜びと責任をもって子育てできるまち
- 地域や社会全体で子育てを支え、伝統や文化を受け継いでいくまち

※子どもが安全・安心な環境のもと健やかに成長していくことを第一義として、子育てには親と家庭が責任を有するという考えを基本としながら、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもがしっかりと成長できるような、子育てが楽しいまちを目指します。

2 基本目標

輪島市子ども・子育て支援行動計画の基本理念の実現に向けて、具体的な目標を立て、目標達成に向けた事業を推進します。

【輪島市の子ども・子育ての基本的な目標】

① 地域における子育ての支援

保育所、幼稚園、小学校、地域及び市民等と協力・連携し、地域資源も活用しながら子育てできる環境づくりに取り組むとともに、虐待等により支援を必要とする子どもや親に対しての支援を充実させる。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

成長段階に対応した心身の健康維持・増進に向けて、保健・医療が連携した一人ひとりに応じたきめ細かい支援とともに、正しい生活習慣や健康知識を身につける学習を推進する。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進展と児童数の減少に対応した学校・家庭・地域の教育力に向けて、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発など、次代を担う子どもたちの成長を促す学習環境づくりを推進する。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりに向け、良好な居住環境の確保や子どもの安全の確保など、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進する。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開など、働く女性が子どもを産み育てやすい社会の形成に取り組む。

⑥ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちの個々の能力を伸ばし、健やかな成長を支援する取り組みを推進する。

⑦ ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、経済的支援や就業支援等の取り組みを推進する。

第2部 幼児期における教育・保育の実施計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

第1章 幼児期における教育・保育の提供区域の設定

1 区域設定の考え方

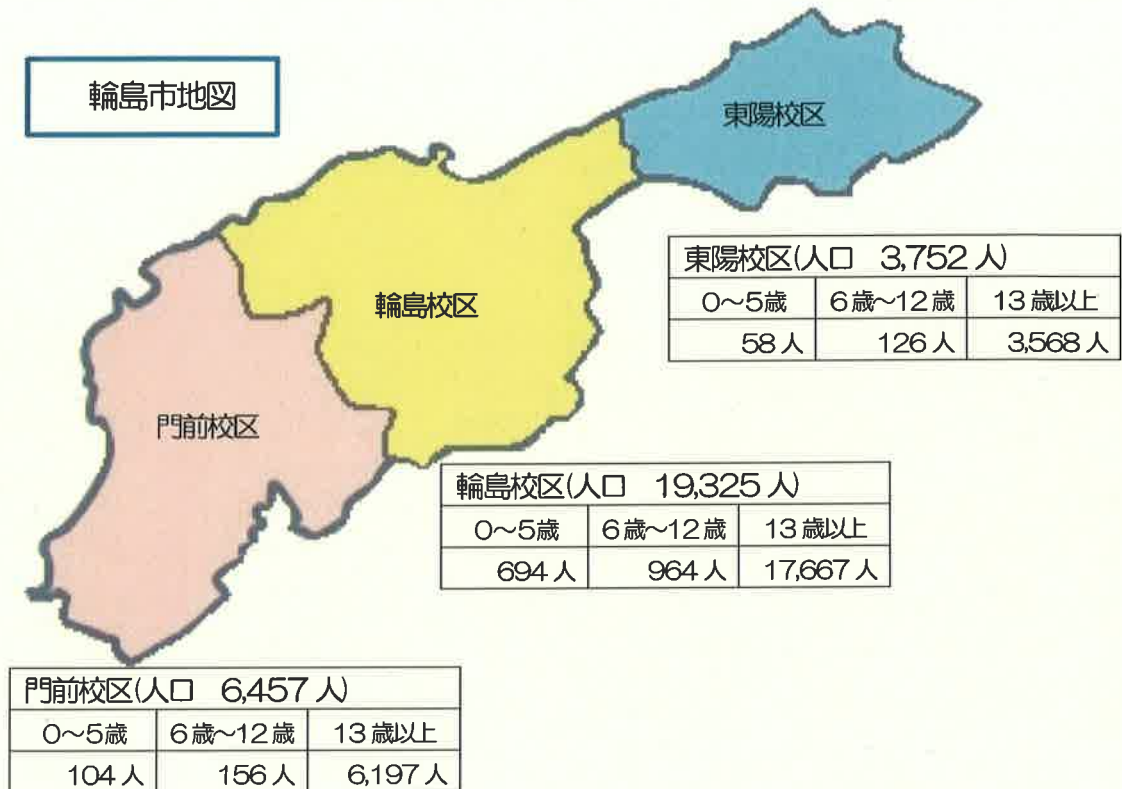
子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

【国の基本指針】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、子どもの区分または事業ごとに設定することができる。

2 教育・保育の区域設定

本市では、利用者の選択肢を居住区域のみではなく、交通の利便性、通園等の動線も考慮し、地域的なつながりが深く、日常の生活圏としてなじんでいる「輪島中学校」、「東陽中学校」、「門前中学校」の3つ中学校区を「教育・保育の提供区域」として設定しました。



人口は人口集計表(平成26年4月1日現在)による。

3 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

地域子ども・子育て支援事業については、それぞれの事業の利用実態を考慮した上で、事業ごとに「提供区域」として設定しました。

- 利用の実態が市全域にある場合・・・提供区域を「市全域」とする。
- 利用の実態が市全域にない場合・・・提供区域を「中学校区」とする。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの教育・保育施設の利用実績や平成25年度に実施したニーズ調査の結果、及び人口推計等から、認定区分*ごとに必要な幼児期の教育・保育の量の見込みを算出し、設定しました。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域設定ごとに算出した「教育・保育の量の見込み(ニーズ)」に対応するように、確保の内容及び実施時期(確保の方策)を設定します。

※認定区分

新制度では、3つの区分(1号、2号、3号)の認定に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園など)の利用先が決まります。

3つの認定区分

1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合

利用先 幼稚園、認定こども園

※ただし、教育を希望する場合でも「保護者の就労」等を理由として毎日「預かり保育」を利用する場合は、2号認定になります。

2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由(就労や妊娠、出産など、市が認める場合)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由(就労や妊娠、出産など、市が認める場合)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

《幼児期の教育・保育の量の見込みと確保》

※1「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所の総称です。

※2「地域型保育事業」とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の総称です。

単位：利用者数

区 域	内 容		平成27年度 (1年目)			平成28年度 (2年目)			平成29年度 (3年目)			平成30年度 (4年目)			平成31年度 (5年目)		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
市 全 域	①量の見込み		27	395	300	27	393	289	27	393	284	26	383	277	25	370	270
	②確保の内容	教育・保育施設※1	27	468	300	27	468	300	27	468	300	27	468	300	27	468	300
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①（過不足数）		0	73	0	0	75	11	0	75	16	1	85	23	2	98	30
輪 島	①量の見込み		24	305	250	24	303	241	24	303	236	23	296	230	22	286	225
	②確保の内容	教育・保育施設※1	27	378	250	27	378	250	27	378	250	27	378	250	27	378	250
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①（過不足数）		3	73	0	3	75	9	3	75	14	4	82	20	5	92	35
東 陽	①量の見込み		2	30	20	2	30	19	2	30	19	2	29	19	2	28	18
	②確保の内容	教育・保育施設※1	0	30	20	0	30	20	0	30	20	0	30	20	0	30	20
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①（過不足数）		-2	0	0	-2	0	1	-2	0	1	-2	1	1	-2	2	2
門 前	①量の見込み		1	60	30	1	60	29	1	60	29	1	58	28	1	56	27
	②確保の内容	教育・保育施設※1	0	60	30	0	60	30	0	60	30	0	60	30	0	60	30
		地域型保育事業※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②-①（過不足数）		-1	0	0	-1	0	1	-1	0	1	-1	2	2	-1	4	3

《提供体制》

保育所・認定こども園（平成26年4月1現在）

区 域	施 設 名	施設の種類	住 所	定員	確保の内容		
					1号	2号	3号
輪 島	鳳来保育所	保育所	輪島市鳳至町石浦町83-1	90	40	350	270
	河原田保育所	保育所	輪島市東中尾町16	50			
	三井保育所	保育所	輪島市三井町長沢2-11	30			
	鶴巣保育所	保育所	輪島市大野町菰沢35	20			
	河井保育所	保育所	輪島市河井町13-120-1	90			
	わじまミドリ保育園	保育所	輪島市水守町堂端14	200			
	和光幼稚園・あいこう園	認定こども園	輪島市河井町23-16-1	240			
	海の星幼稚園・聖母園	認定こども園	輪島市河井町13-29-4	120			
東 陽	南志見保育所	保育所	輪島市里町32-47	20	0	45	35
	まちの保育園	保育所	輪島市町野町広江4-48	30			
門 前	くしひ保育所	保育所	輪島市門前町日野尾二-75	60	0	75	55
	松風台保育所	保育所	輪島市門前町道下4-2-1	30			
合 計				980	40	470	360

《確保の方策》

本市には、市全域で認定こども園・保育所があり1号～3号までの教育・保育ニーズに対応できる施設があり、ニーズ調査による量の見込みに対する確保については、市全域では現存の教育・保育施設で十分に対応できます。

ただし、東陽・門前校区の教育については、教育ニーズに対応する施設がないため、輪島校区にある教育施設を利用していただく方針です。

新制度では、「量的拡充」と「質の改善」に取り組むことになっています。待機児童がない現状や今後の人口推移を鑑みると、保育・教育施設や地域型保育事業の「量的拡充」は必要ありません。「質の改善」については、職員や施設・設備について新たな基準を設けて、教育・保育の質の向上を図ります。

第3部 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業あります。市町村は、子ども・子育て支援事業計画に従って実施することとなっています。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)
- ⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第1章 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業については、それぞれの事業の利用実態を考慮した上で、事業ごとに「提供区域」として設定しました。

- 利用の実態が市全域にある場合・・・提供区域を「市全域」とする。
- 利用の実態が市全域にない場合・・・提供区域を「中学校区」とする。

第2章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

これまでの地域子ども・子育て支援事業などの利用実績や平成25年度に実施したニーズ調査の結果、及び人口推計等から、認定区分ごとに必要な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、設定しました。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

区域設定ごとに算出した「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(ニーズ)」に対応するように、確保の内容及び実施時期(確保の方策)を設定します。

① 利用者支援事業

《事業の目的》

子ども及びその保護者等、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援する。

《主な事業内容》

○「総合的な利用者支援」

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報収集・提供」「相談」「利用支援・援助」

○「地域連携」

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等。

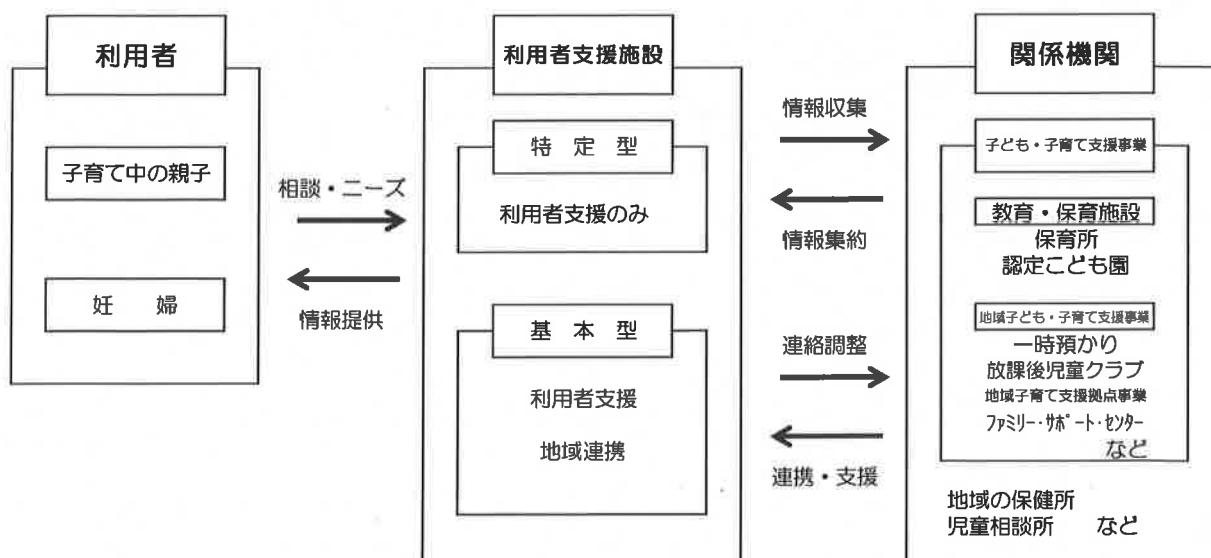
この事業には、利用者支援のみを実施する「特定型」と、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」の2つの事業類型があります。

《提供区域》 市全域

《確保の方策》

新規事業である利用者支援事業については、地域の子育て支援の情報収集や子どもに関する相談を集約できる窓口を開設することになっていますが、市役所や子育て支援センターをはじめとする「子育て支援拠点事業」を実施する施設において、その役割をおおむね果たしていますので、現状の体制で子育て家庭のニーズを把握して適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援していく方針です。

《イメージ図》



② 地域子育て支援拠点事業

《事業内容》

乳幼児及びその保護者が気軽に集い交流する場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

《提供区域》 中学校区

《量の見込みと確保》

単位：延べ利用者数

区域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	12,864	12,420	12,132	11,880	11,592
	②確保の内容	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
	②-①(過不足数)	10,436	10,880	11,168	11,420	11,708
輪 島	①量の見込み	8,413	8,123	7,934	7,769	7,581
	②確保の内容	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
	②-①(過不足数)	10,287	10,577	10,766	10,931	11,119
東 陽	①量の見込み	1,634	1,577	1,541	1,509	1,472
	②確保の内容	900	900	900	900	900
	②-①(過不足数)	-734	-677	-641	-609	-572
門 前	①量の見込み	2,817	2,720	2,657	2,602	2,539
	②確保の内容	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
	②-①(過不足数)	883	980	1,043	1,098	1,161

《提供体制》 (平成26年4月1現在)

区域	施 設 名	住 所	延べ利用者数(平成25年度)			確保の内容
			乳幼児	大人	合計	
輪 島	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	9,372	7,516	16,888	18,700
	地域子育て支援室「たんぽぽ」	輪島市水守町堂端14 (わじまミドリ保育園)	847	807	1,654	
東 陽	地域子育て支援ひろば「めばえ」	輪島市町野町広江4-48 (まちの保育園)	232	223	455	900
門 前	もんぜん子育てひろば	輪島市門前町鬼屋4-20 (輪島市もんぜん児童館)	2,114	1,536	3,650	3,700
合 計			12,565	10,082	22,647	23,300

地域子育て支援拠点事業には定員はありませんが、施設ごとのこれまでの利用実績を確保できる数値としました。

《確保の方策》

本市には、それぞれの区域ごとにあり、市全域で4カ所の子育て支援拠点施設があります。

子育て支援拠点施設とは、地域の子育て中の親子の交流や育児相談ができる場所であり、全ての子育て家庭を地域で支える拠点施設であるため、定員はありませんので、ニーズ調査による量の見込みについては、現状の拠点施設でも対応はできます。

ただし、東陽校区については、これまでの利用実績よりも多くのニーズがあります。そのニーズについては、輪島校区の地域子育て支援拠点施設を利用していただく方針です。

新制度における子育て支援拠点施設は、子育て家庭のニーズに合わせて、子ども園・保育所の施設や地域の子育て支援などから、必要な支援を選択して利用できるように情報の提供や相談・援助などを行う「利用者支援」を行うことにより、質の向上を行います。

③ 妊婦健康診査

《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区 域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	125	122	119	116	111
	輪 島	82	80	78	76	73
	東 陽	16	15	15	15	14
	門 前	27	27	26	25	24
	②確保の内容	125	122	119	116	111
	②-①（過不足数）	0	0	0	0	0

《提供体制》（26年4月1日現在）

健 診 名	対 象 者	内 容	実 施 場 所
妊婦一般健康診査（14回）	妊 婦	母子健康手帳発行時にお渡しする『母子健康診査受診票』を使って、無料で健診を受けられます。	石川県内医療機関
産婦一般健康診査（1回）	産後50日まで		
乳児一般健康診査（1）	生後3ヵ月まで		
乳児一般健康診査（2）	生後9～11ヵ月まで		
4ヵ月児健診	4ヵ月児	身体計測、小児科健診、歯科検診、栄養相談、保健相談などがあります。	輪島市ふれあい健康センター
1歳6ヵ月児健診	1歳6ヵ月児		
3歳児健診	3歳3ヵ月児		

《確保の方策》

母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に対し県内全域で利用できる母子健康診査受診票を発行しています。すべての妊婦健診で利用できるよう14回分の受診票をお渡しし、費用の助成を行っています。また、県外での妊婦健康診査の受診に対しては償還払いにて、健診費用の助成を行っています。

今後も毎年検査項目の見直しを測りながら、見込みの対象者すべてに対し、妊婦健康診査の助成を継続し、受診率の向上に努めます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

《事業内容》

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区 域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	127	123	120	119	114
	輪島	83	80	79	78	75
	東陽	16	16	15	15	14
	門前	28	27	26	26	25
	②確保の内容	127	123	120	119	114
	②-①(過不足数)	0	0	0	0	0

《提供体制》(26年4月1日現在)

事 業 名	対 象	内 容
乳児全戸訪問 (赤ちゃん訪問)	産婦 新生児 乳児	赤ちゃんが生まれた全世帯に保健師が家庭訪問をしています。赤ちゃんの発育や栄養、育児の仕方、お母さんの体調や母乳育児等について相談に応じます。また、予防接種についての説明や母子保健サービスの紹介なども行います。

《確保の方策》

母子手帳交付の際、赤ちゃん訪問の目的と内容を説明し、事業の理解と周知を図ります。その上で、赤ちゃんが生まれた全世帯に保健師が連絡し家庭訪問をしています。居住区域に関係なく、全世帯に実施しますので、赤ちゃんの出生見込み数に対して全て対応します。

⑤ 養育支援訪問事業

《事業内容》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

《事業内容》

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区 域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	38	41	45	49	53
	輪 島	25	27	29	32	34
	東 陽	5	5	6	6	7
	門 前	8	9	10	11	12
	②確保の内容	38	41	45	49	53
	②-①(過不足数)	0	0	0	0	0

《提供体制》(26年4月1日現在)

事 業 名	対 象	内 容
ハイリスク妊産婦、乳幼児訪問	乳児全戸訪問事業などにより、市が訪問による養育支援が必要と思われる家庭。 (不適切な育児環境と思われる家庭、強い育児不安、孤立等、虐待リスクのあるもの)	保健師が、適切な養育環境の維持・改善のため、また強い育児不安や孤立を緩和するための相談や支援を行います。 必要場合は栄養士や助産師などの専門職種とも連携し、実施します。
先輩ママのお祝い訪問	乳幼児全戸訪問実施後も継続して支援が必要と思われる家庭。	市で委嘱している母子保健推進員が赤ちゃんのお祝い訪問を行います。絵本をプレゼントし、子育ての先輩として母の相談に応じます。

《確保の方策》

本市では、乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)を実施しており、出生された全ての家庭に保健師が訪問し、子育ての情報提供などの支援を行っています。そのなかで、特に養育支援が必要な家庭に対してはその状況に合わせ、他の専門職(栄養士、助産師)とも連携し、必要な支援を行います。

加えて、市の母子保健推進員が行う先輩ママのお祝い訪問でも、先輩ママとして母の相談にのり、子育ての支援としています。

居住区域、定員に制限はありませんので、量の見込みに対し全数対応します。

⑥ 子育て短期支援事業

《事業内容》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：人

区域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市全域	①量の見込み	16	16	15	15	14
	輪島	10	10	10	10	9
	東陽	2	2	2	2	2
	門前	4	4	3	3	3
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	-16	-16	-15	-15	-14

《提供体制》(26年4月1日現在)

本市には、子育て短期支援事業の利用者を受け入れられる児童養護施設等がありません。

平成25年度の短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の利用実績はありません。

《確保の方策》

本市には、子育て短期支援事業の利用者を受け入れられる児童養護施設がないため、県内の子育て短期支援を利用できる体制を図ります。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員としており、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	21	20	20	19	19
	輪島	13	13	13	13	13
	東陽	3	3	3	2	2
	門前	5	4	4	4	4
	②確保の内容	108	108	108	108	108
	②-①(過不足数)	87	88	88	89	89

《提供体制》 (平成26年4月1現在)

区域	施 設 名	住 所	サポート会員	利用会員	延べ利用者数 (平成25年度)
市 全 域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	9	22	29

ファミリー・サポート・センター事業については、これまでの利用実績を考慮して、
 利用会員1カ月当たり1人×サポート会員9人×12カ月分=108人
 の確保ができます。

《確保の方策》

本市では、輪島市子育て支援センターにおいてファミリー・サポート・センター事業を平成23年度から実施していますが、年平均利用者数は24件となっております。

利用者数が低調な状況となっている要因に、この事業について十分に市民の間に知れ渡っていない現状があります。今後は、輪島市子育て支援センターだけではなく、市内全ての子育て支援拠点施設においての情報提供や市広報など通じて制度の周知を図ります。

今後の量の見込みについては、これまでの実績に基づき算出しましたが、現在のサポート会員数でも十分に確保できます。しかしながら、市民の様々なニーズに対応するため育児に関する援助活動を行うサポート会員については、会員数の拡大や質の向上を図る必要があります。

⑧ 一時預かり事業

《事業内容》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

《提供区域》 中学校区

《量の見込みと確保》

単位：延べ利用者数

区 域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	892	875	866	846	822
	内訳					
	幼稚園型	75	75	75	73	70
	保育所型	817	800	791	773	752
	②確保の内容	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	②-①（過不足数）	428	445	454	474	498
輪 島	①量の見込み	584	573	567	554	538
	内訳					
	幼稚園型	49	49	49	48	46
	保育所型	535	524	518	506	492
	②確保の内容	912	912	912	912	912
	②-①（過不足数）	328	339	345	358	374
東 陽	①量の見込み	113	111	110	107	105
	内訳					
	幼稚園型	10	10	10	9	9
	保育所型	103	101	100	98	96
	②確保の内容	192	192	192	192	192
	②-①（過不足数）	79	81	82	85	87
門 前	①量の見込み	195	191	189	185	179
	内訳					
	幼稚園型	16	16	16	16	15
	保育所型	179	175	173	169	164
	②確保の内容	216	216	216	216	216
	②-①（過不足数）	21	25	27	31	37

《提供体制》（平成26年4月1現在）
一時預かり【施設型】

区域	施設名	住 所	延べ利用者数 (平成25年度)	受け入れ可能数
輪島	鳳来保育所	輪島市鳳至町石浦町83-1	10	912
	河原田保育所	輪島市東中尾町16	41	
	三井保育所	輪島市三井町長沢2-11	13	
	鵜巣保育所	輪島市大野町菰沢35	27	
	河井保育所	輪島市河井町13-120-1	100	
	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端14	42	
	和光幼稚園・あいこう園	輪島市河井町23-16-1	0	
	海の星幼稚園・聖母園	輪島市河井町13-29-4	100	
東陽	南志見保育所	輪島市里町32-47	18	192
	まちの保育園	輪島市町野町広江4-48	43	
門前	くしひ保育所	輪島市門前町日野尾二-75	32	216
	松風台保育所	輪島市門前町道下4-2-1	0	
合 計			426	1,320

訪問型一時保育サービス【訪問型】

保護者が一時的に保育することができない児童を、緊急一時的に又は断続的に保育ママとして登録されている子育て経験者がその家庭を訪問して保育します。

区域	施設名	住 所	保育ママ 登録者数	延べ利用者数 (平成25年度)
市 全 域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	6	1

一時預かりにおける確保については、これまでの利用実績を考慮して、
 定員 30 人以下の施設の場合 月 8 人の受け入れ可能×12 カ月＝96 人
 定員 31 人以上の施設の場合 月 10 人の受け入れ可能×12 カ月＝120 人
 の確保ができます。

《確保の方策》

輪島市には、保育所や認定こども園で行う施設型と訪問型の一時預かり事業があり、年間約400件の利用があります。

施設型の一時預かりについては、市全域の保育所や認定こども園で実施しており、量の見込みに対しては対応することができます。

訪問型一時保育サービスについては、保育サービスを実施する保育ママ登録者数の拡大や質の向上を図ること、また輪島市子育て支援センターなどの子育て支援拠点施設を通じた情報提供や市広報などによりサービスの周知を図ります。

※保育ママとは、保育士、看護師又は石川県主催による保育ママ養成講座若しくはそれに準ずる講座等を修了し、本市に保育ママとして登録されている子育て経験者。

⑨ 延長保育事業

《事業内容》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

《提供区域》 中学校区

《量の見込みと確保》

単位：利用者数

区 域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	41	41	40	39	38
	②確保の内容	48	48	48	48	48
	②-①(過不足数)	7	7	8	9	10
輪 島	①量の見込み	26	26	26	25	24
	②確保の内容	36	36	36	36	36
	②-①(過不足数)	10	10	10	11	12
東 陽	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保の内容	12	12	12	12	12
	②-①(過不足数)	7	7	7	7	7
門 前	①量の見込み	10	10	9	9	9
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①(過不足数)	-10	-10	-9	-9	-9

《提供体制》(平成26年4月1現在)

区域	施 設 名	住 所	延長を含めた開所時間	延長時間	実利用者数 (平成25年度)	確保の内容
輪 島	河井保育所	輪島市河井町13-120-1	7:30~19:00	0.5時間	20	36
	わじまミドリ保育園	輪島市水守町堂端14	7:30~19:00	0.5時間	16	
	あいこう園	輪島市河井町23-16-1	7:15~18:45	0.5時間	12	
東 陽	まちの保育園	輪島市町野町広江4-48	7:30~19:00	0.5時間	13	12
合 計					61	48

輪島市内で実施している延長保育事業は30分の延長保育であり、職員は専任を含め2人以上の体制で行っています。対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置することになっているので、

1・2歳児の配置基準(6:1)を適用した場合、

輪島校区 保育士2人×1・2歳児6人×3カ所=36人

東陽校区 保育士2人×1・2歳児6人×1カ所=12人

の確保ができます。

《確保の方策》

輪島市では、私立の保育所・認定こども園の4カ所で開所後の30分の延長保育を実施しています。

輪島校区・東陽校区については、延長保育を実施している施設があるため、ニーズ調査による量の見込みについては、職員の配置をすることで対応することができます。

ただし、30分以上の時間外保育の実施については、今後施設ごとに利用者実数を把握した上で、検討していく方針です。

門前校区については、延長保育を実施する施設はありませんが、現在の開所時間を30分延長することにより、ニーズに対応します。

⑩ 病児保育事業

《事業内容》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。

《提供区域》 市全域

《量の見込みと確保》

単位：延べ利用者数

区域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市全域	①量の見込み	601	582	565	550	533
	輪島	488	473	459	447	433
	東陽	55	53	52	50	49
	門前	58	56	54	53	51
	②確保の内容	664	664	664	664	664
	②-①（過不足数）	63	82	99	114	131

《提供体制》（平成26年4月1現在）

病後児保育【施設型】

区域	施 設 名	住 所	受け入れ可能	延べ利用者数 (平成25年度)
輪島	輪島病院院内保育所「ひまわり」	輪島市山岸町は1-1	1日2人	11

病後児童在宅保育サービス【訪問型】

病気回復期において、保育施設等で集団保育が困難な児童を、保育ママとして登録されている子育て経験者により、在宅で病後児童を保育するサービスです。

区域	施 設 名	住 所	保育ママ登録者数	延べ利用者数 (平成25年度)
市全域	輪島市子育て支援センター	輪島市河井町2-287-1	6	0

病後児保育【施設型】については、輪島病院院内保育所「ひまわり」があり、

受け入れ可能児童数1日当たり2人×260日＝年間延べ520人

の確保ができます。

病後児童在宅保育サービスについては、これまでの利用実績を考慮して、

受け入れ可能児童数1カ月当たり2人×保育ママ6人×12カ月分＝144人

の確保ができます。

《確保の方策》

本市では、病後児保育事業として、輪島病院院内保育所「ひまわり」【施設型】と病後児在宅保育サービス【訪問型】を実施しています。

市全域では、病後児保育【施設型】である輪島病院院内保育所「ひまわり」があり、受け入れ可能児童数が1日当たり2人であることから、年間延べ520人を受け入れることができます。また、【訪問型】の病後児在宅保育サービスを利用することによって、ニーズに対応した確保ができます。

ただし、病後児在宅保育サービスを実施する保育ママ登録者数の拡大や質の向上を図ること、また輪島市子育て支援センターなどの子育て支援拠点施設を通じた情報提供や市広報などによりサービスの周知を図ります。

※保育ママとは、保育士、看護師又は石川県主催による保育ママ養成講座若しくはそれに準ずる講座等を修了し、本市に保育ママとして登録されている子育て経験者。

⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

《提供区域》 中学校区

《量の見込みと確保》

単位：入所者数

区域	内 容	平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
市 全 域	①量の見込み	319	302	290	281	279
	内 訳					
	1～3年生	290	275	264	256	254
	4～6年生	29	27	26	25	25
	②確保の内容	395	395	395	395	395
	②-①(過不足数)	76	93	105	114	116
輪 島	①量の見込み	266	255	246	241	240
	内 訳					
	1～3年生	245	235	227	222	221
	4～6年生	21	20	19	19	19
	②確保の内容	315	315	315	315	315
	②-①(過不足数)	49	60	69	74	75
東 陽	①量の見込み	26	23	22	21	20
	内 訳					
	1～3年生	22	20	19	18	17
	4～6年生	4	3	3	3	3
	②確保の内容	50	50	50	50	50
	②-①(過不足数)	24	27	28	29	30
門 前	①量の見込み	27	24	22	19	19
	内 訳					
	1～3年生	23	20	18	16	16
	4～6年生	4	4	4	3	3
	②確保の内容	30	30	30	30	30
	②-①(過不足数)	3	6	8	11	11

《提供体制》 (平成26年4月1現在)

区域	クラブ 名	住 所	児童数	受け入れ 可能児童数	確保の内容
輪 島	鳳至児童クラブ	輪島市鳳至町堂金田1 (鳳至小学校内)	56	55	315
	鳳至第2児童クラブ	輪島市鳳至町堂金田1 (鳳至小学校内)	44	45	
	河井児童クラブ	輪島市河井町181-1 (河井小学校内)	64	75	
	大屋児童クラブ	輪島市小伊勢町日隅4-3 (大屋小学校横)	42	30	
	大屋第2児童クラブ	輪島市小伊勢町日隅4-3 (大屋小学校横)	18	40	
	鶴巣児童クラブ	輪島市大野町菰沢353 (ふれあいプラザ鶴巣内)	8	20	
	三井児童クラブ	輪島市三井町長沢2-12 (三井公民館内)	15	25	
	河原田児童クラブ	輪島市横地町6-123 (河原田小学校内)	21	25	
東 陽	南志見児童クラブ	輪島市小田屋町口-4 (旧南志見中学校)	14	25	50
	町野児童クラブ	輪島市町野町広江4-70-1 (町野児童福祉総合会館)	13	25	
門 前	もんぜん児童クラブ	輪島市門前町鬼屋4-20 (もんぜん児童館内)	25	30	30
合 計			320	395	395

放課後児童クラブには、児童1人当たりの面積基準があり、各施設の面積から受け入れ可能児童数を算出した結果を、確保の内容としました。

《確保の方策》

本市には、門前西小学校以外の小学校区に 11 カ所の放課後児童クラブがあります。

また、放課後児童クラブがない門前西小学校には、諸岡公民館において放課後子ども教室を実施しています。

現在、各児童クラブには待機児童はなく、ニーズに対する確保はできている状況であり、今後の量の見込みについても、人口推移により入所希望児童数は減少傾向となる見込みであります。よって、放課後児童クラブの新たな整備計画の予定はありません。

新制度では、職員や施設・設備について新たな基準を設けて、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

《放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画》

本市における放課後子ども教室については、すでに公民館単位で 18 カ所整備されています。(全小学校区に整備済み)

《放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携》

放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室を実施する地域住民とが連携して、プログラムを企画・実施できるように支援していきます。

《教育委員会と福祉部局の連携》

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室などの総合的な放課後対策、小学校の余裕教室の活用について教育委員会と福祉部局とが連携して協議・検討していきます。

《地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み》

放課後児童クラブの開所時間の延長については、平成 27 年 4 月以降の入所可能な児童の年齢拡大の影響や保護者からの要望も考慮した上で、事業実施主体となっている事業所などと協議・検討していきます。

※ 放課後子ども教室とは

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業内容》

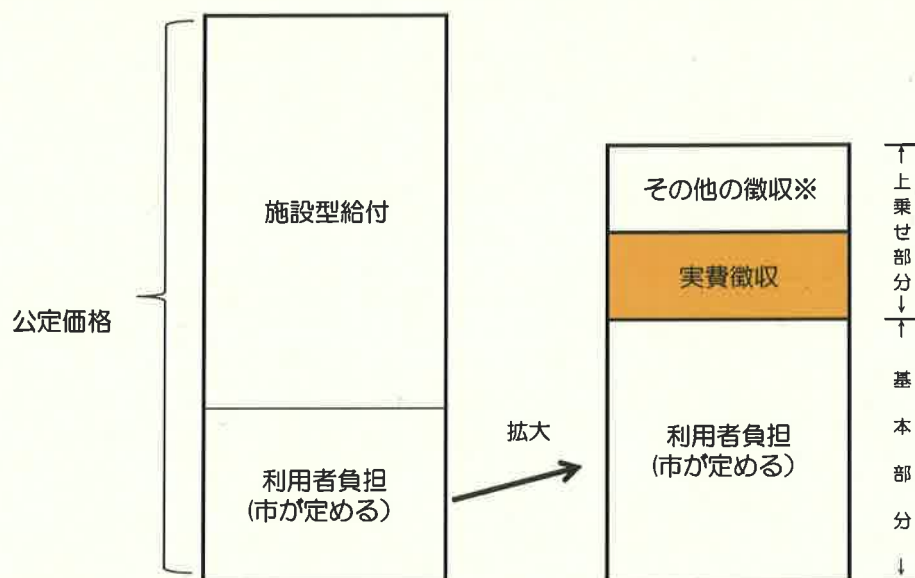
保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

《実費徴収とは》

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)」において、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができます。

実費徴収は、その都度保護者の同意を得ることで各施設の判断で実施可能であり、該当費目の実費徴収を実施しなければならない義務を課すものではありません。

1. 教材・学用品・制服・アルバム等
2. 特別行事、園外活動等
3. 1号子どもの給食(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
2号子どもの主食
4. スクールバス(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
5. その他(P T A等)



※ その他の徴収(実費徴収以外の上乗せ徴収)とは、教育・保育の質の向上に充てるための徴収するもの。

《確保の方策》

今後の物価の高騰や税率の変更などにより、利用者の負担増となる場合は、給付事業の必要性について国の動向を見ながら検討する方針です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者(株式会社、NPO法人など)の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

《確保の方策》

待機児童の解消のためには、保育の受け皿拡大のため民間事業者の参入促進は必要ですが、輪島市には現在待機児童ゼロであり、今後の人口推計を見ても教育・保育ニーズが減少することが考慮されます。

そのため、輪島市は、現在ある教育・保育施設及び事業者の安定的かつ継続的な事業運営のため、この事業を実施しない方針です。

第3章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

- 各地域の教育・保育施設等の利用状況や教育・保育の需要を把握した上で、認定こども園について検討します。
- 認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等について助言を行います。

(2) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもの成長発達を踏まえた教育や養護の充実を図るとともに、様々な体験活動を取り入れ、豊かな感性と思いやりの心を育みます。
- 子どもたちの健やかな育ちの保障をめざし、質の高い教育・保育の提供を行うために、保育教諭・幼稚園教諭及び保育士による研修や交流を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

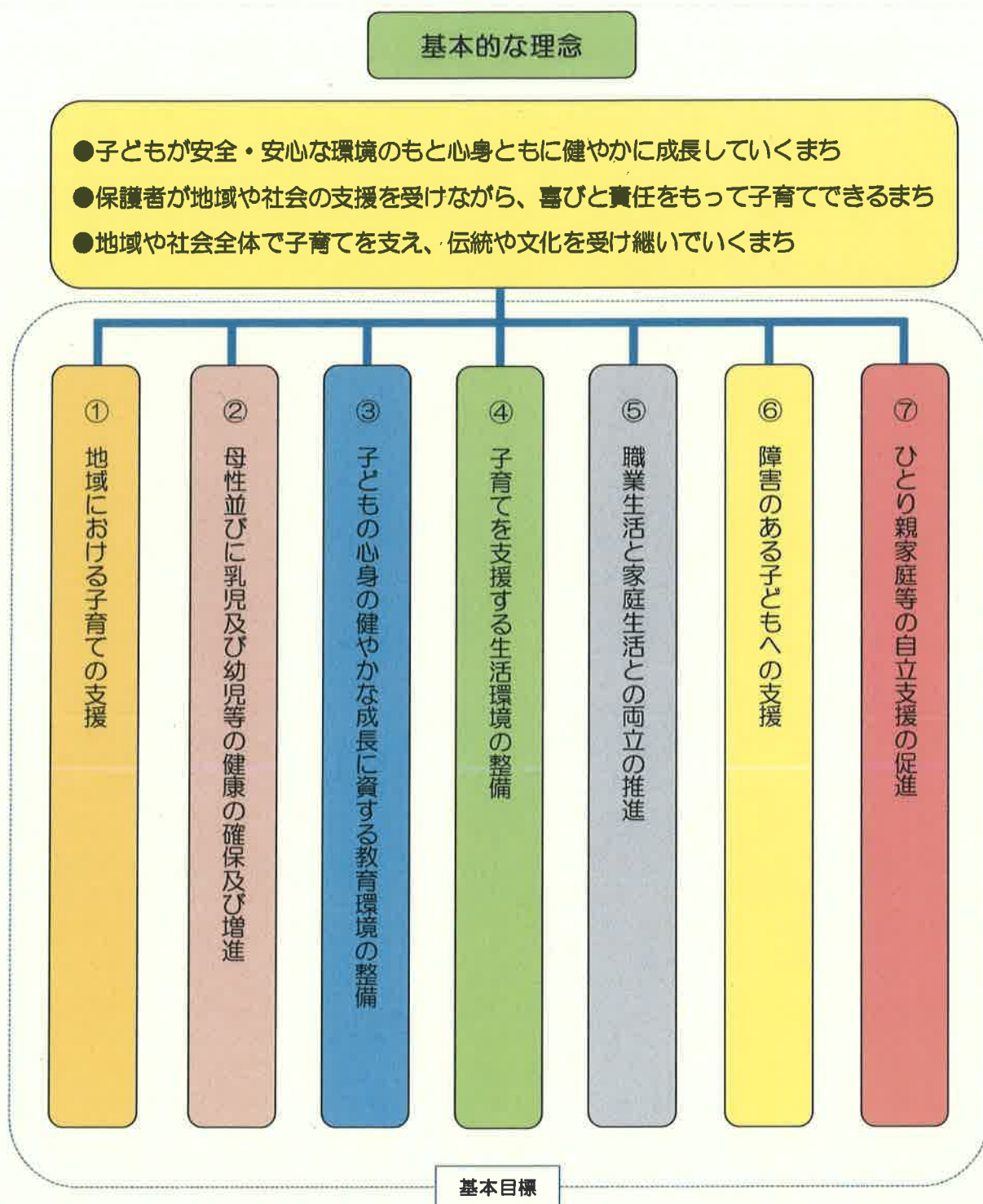
- 全ての子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障するため、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための子育て相談や情報提供、親同士の交流の場づくり、放課後児童クラブの充実等、全ての子ども・子育て家庭を対象に、子育て支援を行います。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携ならびに認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携の推進方策

- 認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業は、密接な連携に努め、情報の共有や協力体制を図ります。
- 認定こども園、幼稚園及び保育所は、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、教育・保育の充実を図るとともに、就学に向け、園児と小学校児童の交流や職員の交流、相互理解等、積極的に小学校と連携を図ります。

第4部 目標達成に向けた施策

1 施策体系



2 施策の展開

ここでは、基本目標達成に向けた具体的な施策・事業を紹介します。

各項目に、【実施予定】と記載してある事業は、実施に向けての調整段階にある事業です。

【実施検討中】と記載してある事業は、実施の必要があるか、実施が可能かどうかを検討中の事業です。

基本目標 ① 地域における子育ての支援

保育所、幼稚園、小学校、地域及び市民等と協力・連携し、地域資源も活用しながら子育てできる環境づくりに取り組むとともに、虐待等により支援を必要とする子どもや親に対しての支援を充実させる。

A. 幼児期の教育・保育のための施設型給付

具体的な施策	内 容	担当課
利用者支援事業 【実施予定】	子ども・子育て支援新制度では、子育て家庭のニーズに合わせて、保育所や認定こども園などの施設や、地域の子育て支援などを利用できるようにしていきます。	福祉課
施設型給付を受ける子どもの認定 【実施予定】	教育・保育施設を利用する子どもについては、1号～3号までの3つの認定区分が設けられ、認定区分により施設型給付が行われます。	福祉課
教育・保育料の算定	市独自の基準により教育・保育料を算定しています。同一世帯で18歳以下の児童を3人以上養育している世帯の3人目以降の児童は無料、2人が同時に施設に入所している場合は2人目半額としています。また母子世帯や障害者の居る世帯にも減額制度があります。	福祉課
乳児保育事業	産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児から保育をします。	福祉課
マイ保育園登録事業	妊娠中に希望の施設に登録し、出産前はおむつ交換、授乳等を体験し、出産後は育児相談、3歳未満の児童については一時預かりを3回に限り無料で利用できます。	福祉課
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間の前後において延長して保育をします。	福祉課
土曜日午後保育事業	保護者の勤務その他特別な理由のため、土曜日午後まで保育を行うか検討します。利用者が少数の場合には特定の保育所でのみ実施します。	福祉課
保育所施設整備事業 【実施予定】	老朽化した施設の整備を行います。また保護者の保育サービスのニーズに合わせ、必要ならば体制の整備を推進します。	福祉課
保育所開放	地域で子育てを行っている保護者に、保育所の一日の生活や子どもの様子を直に見学、施設を利用してもらいます。	福祉課
保育所の地域交流	地域で実施される運動会や行事に参加することによって、保育所在り所児と地域の方との交流を図ります。	福祉課

保育所親子交流事業	保育所において、親と子の遊びの教室や自然体験を取り入れた親子交流会を実施します。	福祉課
第三者委員会	保育サービスについて、家族などからの意見、要望又は苦情に対して、適切かつ円満に解決することにより、適切な保育サービスの提供を受けられるよう支援するとともに施設の信頼や適正性の確保を図ります。	福祉課
保育所運営適正化委員会	公立保育所の統廃合及び民営化並びに保育所の適正な運営のあり方について総合的に調査審議を行います。	福祉課

B. 地域子育て支援の充実

具体的な施策	内 容	担当課
地域子育て支援拠点施設	育児中の親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施します。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能しています。	福祉課
輪島市子育て支援センター	子育て支援センターは、地域で子育てを支援する基盤の核として、相談指導、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 【主な事業】 ・子育てに関する相談 ・子育てに関する講座 ・乳幼児の遊びの提供 ・子育てに関する情報の収集・提供 ・地域組織・サークル育成支援 ・特別保育事業の実施 ・家庭的保育を行う者への支援	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	地域住民同士の育児に関する互助援助活動であり、会員組織によって運営されているファミリー・サポート・センター事業を紹介します。養育する子の育児の援助を希望する利用者のために、サポート会員を広く募集し、市民の仕事と育児の両立を支援します。	福祉課
子育て支援総合コーディネーター事業	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握したコーディネーターを配置し、情報提供やケースに応じた支援を行います。	福祉課
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	各種の子育て支援サービス等が周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブック等を作成・配布し情報提供を行います。	健康推進課 福祉課

C. 家庭での保育サービスの充実

具体的な施策	内 容	担当課
一時預かり事業	保護者の疾病、不規則の就労等の理由により家庭において保育されることが困難な児童を一時的に保育することにより保護者の負担を緩和します。	福祉課
訪問型一時保育サービス	保護者が一時的に保育することができない児童を、緊急・断続的に保育士、看護師または保育ママとして登録されている子育て経験者がその家庭を訪問して保育することにより、児童の福祉の増進及び健全育成を支援します。	福祉課
病後児童在宅保育サービス	病気回復期において保育所における集団での保育が困難な児童を、保育士、看護師または保育ママとして登録されている子育て経験者が在宅で、保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	福祉課
病後児保育サービス (施設型)	輪島病院院内保育所『ひまわり』では、病気の回復期にある児童が、集団保育の困難な時期に保育する「病後児保育」を実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	輪島病院
短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設において一定期間養育等を行う事業であり、市は利用できる体制を図ります。	福祉課
夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在になり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合に児童養護施設において一定期間養育等を行う事業であり、市は利用できる体制を図ります。	福祉課

D. 児童の健全育成

具体的な施策	内 容	担当課
輪島市児童センター・もんぜん児童館	児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。この目的の達成に向けて、児童館の開放、地域組織活動やボランティア団体と協働し事業を行います。	福祉課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	福祉課
地域組織の活動支援	親子、世代間の交流、文化活動、児童館を利用した親子行事の諸活動等を行う母親などによる地域組織の活動を支援し足進を図ります。	福祉課

E. 子どもを中心とした地域での活動

具体的な施策	内 容	担当課
青少年活動助成(子ども会)	情操豊かで健全な少年の育成をめざす子ども会活動を支援します。	生涯学習課
家庭教育支援講座開催事業	保護者等を対象とした講座開催を支援し、児童生徒の非行・被害防止と家庭教育の振興を図ります。	生涯学習課
コミュニティ活動推進助成	地域住民が主体となって実施するコミュニティ活動を推進し、地域コミュニティの融和と地域の活性化を図ります。	生涯学習課

F. 公民館による健全育成

具体的な施策	内 容	担当課
公民館等における青少年健全育成事業	親子による交流、自然体験学習、家庭教育学習・講座、絵本講座(図書館)、親子読書事業(図書館)地域見守り活動等を展開します。	生涯学習課
公民館体験合宿事業	公民館での宿泊体験を通じ、異年齢との交流や、友達づくり、協力することの大切さを感じさせ、地域の人たちとの交流を図ります。	生涯学習課
青少年健全育成活動推進	青少年のスポーツ・文化活動及び交流を通じ、明るく生き生きとした青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課

G. 子どもに関する相談体制の強化・要保護児童への対応

具体的な施策	内 容	担当課
家庭児童相談室	輪島市福祉事務所に家庭相談員を設置し、子どもに関する相談に応じている。適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	福祉課
要保護児童対策地域協議会	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の早期発見及び適切な保護及び支援を図るための協議会を各種団体と協力しながら運営します。	福祉課
主任児童委員・児童委員	児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の早期発見・防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。	福祉課
地域子育て世代間交流	各公民館において、広い世代が参加できる自主的な活動を行い、地域一丸となって児童の健全育成を図ります。	生涯学習課
祖父母向け子育て交流事業	核家族化に対して広い世代での交流を促進するために、祖父母向けの子育て講座の開催や、児童と祖父母世代との交流事業を推進します。	健康推進課

基本目標 ② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

成長段階に対応した心身の健康維持・増進に向けて、保健・医療が連携した一人ひとりに応じたきめ細かい支援とともに、正しい生活習慣や健康知識を身につける学習を推進する。

A. 子どもや母親の健康の確保

具体的な施策	内 容	担当課
母子健康手帳の交付	早い段階で母性の健康管理に寄与するため、妊娠中の母子の経過を記録し、今後の母子の健康管理と保健指導に役立てます。	健康推進課
母子保健推進員	乳幼児の健全な育成を図るため、母子の地域の見守りと行政とのパイプ役としての役割を担う推進員活動を推進します。	健康推進課
マタニティ・イクメン教室	妊娠・出産について正しい知識を持ち、妊婦同士の仲間づくり・情報交換の場を提供します。	健康推進課
産婦一般健康診査	母体の身体的諸機能の回復及び母乳分泌状況を把握し、異常の発見・処置のため、産後1カ月頃に医療機関委託による健康診査を行います。	健康推進課
妊婦歯科健康診査	母のう歯予防と母子垂直感染の予防に努めるため、妊娠中期(5～8カ月頃)に、市内の歯科医療機関委託による妊婦歯科健診を行います。	健康推進課
新生児訪問指導	新生児のいる家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また母親の育児に関する相談を受け適切な助言や情報提供を行います。	健康推進課
乳幼児訪問指導	乳幼児健康診査で要観察となった乳幼児・保護者に対し訪問指導を行い、育児不安の軽減に努めます。	健康推進課
乳児一般健康診査	乳児の健全な発育・発達を促し、異常や疾病の早期発見・予防に努めるため、1カ月と10カ月に医療機関委託による健康診査を行います。	健康推進課
4カ月児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察、保健・栄養指導を行います。	健康推進課
1歳6カ月児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察、歯科検診、歯みがき指導や保健・栄養指導を行います。	健康推進課
3歳児健康診査	疾病や異常の早期発見・予防に努め、心身ともに健やかな発育をめざすため、内科診察、歯科検診、保健・栄養指導を行います。	健康推進課
乳幼児歯科検診	教育・保育施設で入所児童の口腔衛生教育を歯科医院と連携のもとに実施し、う歯予防活動に努めます。	福祉課
幼児歯科指導	幼児に歯科指導を行い、正しい歯磨き習慣を身につけさせることにより、う歯を予防します。	健康推進課
フッ素塗布	3歳児健康診査時、歯科医師が必要と認めた3歳児に対してフッ素塗布の1回目を実施し、半年後に2回目を実施します。	健康推進課

フッ素洗口	保護者から承諾書を提出してもらい、保育所・幼稚園で、3歳以上児に対し週5日(月～金)フッ素洗口を実施します。	健康推進課
予防接種	各種感染症の予防のため、その意義、効果について保護者の理解を得て、予防接種を行います。	健康推進課
事故予防の啓発	乳幼児検診の場を利用し、事故予防の啓発を行います。	健康推進課

B. 相談指導の充実・支援体制の整備

具体的な施策	内 容	担当課
すくすく2カ月児広場	母乳育児の推進と育児に関する相談・保健指導を行います。	健康推進課
乳幼児健康相談	育児不安の解消と、健診での要観察児のフォローを目的に月1回開催し、身体計測のほか育児や栄養に関する助言・指導を行います。	健康推進課
先輩ママのお祝い訪問	子育てリーダーが先輩ママとして家庭訪問し、子育てについて母親の相談相手となり、お祝品として、絵本を贈呈します。	健康推進課
養育支援家庭訪問事業	産褥期で育児不安や精神的に不安定な状態にあり支援が必要な方に対して、母子保健推進員と保健師が連絡をとりながら育児支援を行います。	健康推進課
子育て情報(パパママはッピーメール)配信サービス	子育て支援の一環として、あらかじめメールアドレスを登録していただいた方の携帯電話やパソコンに、乳幼児の健診や予防接種等子育てに関連した情報を電子メールで知らせます。	健康推進課
妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦に対して、妊娠中の不安の軽減を図り、安定した妊娠期を過ごすため、訪問により、適切な支援と保健指導を行います。	健康推進課
母親のメンタルヘルス事業	新生児訪問の際、母親にエジンバラ式産後うつ病自己評価票を実施し、ハイリスク者への継続支援を行います。	健康推進課
乳幼児訪問指導	乳幼児健康診査で要観察となった乳幼児・保護者に対し訪問指導を行い、育児不安の軽減に努めます。	健康推進課
子宝支援助成事業	不育及び不妊治療に係る治療費の一部を助成し、子に恵まれない夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合に一時金を支給します。	市民課
出産記念品の贈呈	輪島市に住所を有する者が出産した場合に記念品を贈呈します。	市民課

C. 食育の推進

具体的な施策	内 容	担当課
離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や進め方の指導を行います。	健康推進課
栄養指導	乳幼児健康診査・乳幼児健康相談等で各々の年齢にあった食習慣・食事のあり方について相談に応じます。	健康推進課
幼児期からの食育指導	子どもが「食を営む力」を培うことができるよう、また楽しく食べることができるよう、野菜づくりやクッキング等の体験を通して食の大切さを伝えます。	健康推進課
小学生からの食育指導	成長期において健康な体をつくり必要な栄養の摂取を図るため、食生活改善推進員や公民館・小学校などと協力して親子料理教室等を実施し、食への関心を高めます。	健康推進課 生涯学習課

D. 子どもの医療費助成の充実

具体的な施策	内 容	担当課
こどもの医療費助成	疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童の医療費を全額助成します。 なお、平成 26 年度からは、こども医療費助成受給資格者証を医療機関などの窓口に提示することにより助成を行う方法(現物給付)に改めました。	福祉課
養育医療	母子保健法第20条に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。 医療費は、世帯の所得税額に応じて、一部自己負担となります。	福祉課

E. 思春期保健対策の充実

具体的な施策	内 容	担当課
思春期講座	健全な父性・母性の育成を推進するため、思春期世代を対象に性感染症講演会を実施します。	健康推進課

基本目標 ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進展と児童数の減少に対応した学校・家庭・地域の教育力に向けて、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発など、次代を担う子どもたちの成長を促す学習環境づくりを推進する。

A. 次代の親の育成

具体的な施策	内 容	担当課
高校生の保育体験	高校生が保育所を訪問し、絵本の読み聞かせなど幼児とのふれあう活動を支援します。	福祉課

B. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

具体的な施策	内 容	担当課
道徳教育事業	豊かな心を育む標語コンクール、中高生のグッドマナーキャンペーン、立志式、記念講演といった豊かな心を育む教育を、学校・家庭・地域社会が一体となり推進します。	学校教育課
親子の手紙、作文の募集	手紙や作文を募集し、地域に紹介することで、親子の絆を深めるとともに地域に子育て支援の理解を深めます。	学校教育課
子ども長期自然体験村事業	市内・県内・首都圏・友好都市の小学4年から中学3年までの児童生徒が約2週間にわたり共同生活を送り、様々な自然体験活動を通して交流を深めたり、豊かな心を育てます。	生涯学習課
地域における体験活動事業	地域社会や地元産業を体験するわく・ワーク体験事業を通じて職業観、勤労観を身につけ、自らの将来を見つめる機会を与えます。	学校教育課
ハートフル相談員配置事業	中学校に相談員を配置し、生徒や教員の相談を受け適切なアドバイスを行います。	学校教育課
子どもなんでも相談	学校や家庭、友人関係で悩んでいる子どもたちの相談を受け、適切な対応に努めます。	学校教育課
市PTA連合会運営費補助	市内PTAの活動を支援し、児童生徒の健全育成を図ります。	生涯学習課
保・小・中・高連絡会	関係機関の連携体制をさらに充実させて推進します。	学校教育課
青少年育成センター運営	青少年の健全育成のために関係機関と協力して事業を実施します。	生涯学習課

C. 就学に関する経済的支援

具体的な施策	内 容	担当課
小中学校児童通学費補助	通学区域内でバス等を利用する児童生徒で、自分の住所から学校所在地までの通学距離が4キロメートル以上ある児童、又は身体不自由である児童、特別支援学級に在籍する児童に対して通学費を助成します。	学校教育課
要保護及準要保護児童生徒援助費	経済的に就学困難な家庭に学資等を援助します。	学校教育課

特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に通級児童生徒の就学を奨励します。	学校教育課
幼稚園就園奨励費補助金	経済的に就学困難な家庭に保育料の一部を助成します。	学校教育課

D. 家庭での教育力の向上、家庭教育への支援の充実

具体的な施策	内 容	担当課
各種学習機会の提供	ブックスタート、乳幼児の救急、保育士とのお話し会、小児科医師による乳幼児のこころと体の学習会などを行います。	福祉課・生涯学習課
育児サロンの開設	児童館において、保育所入所前の母子の仲間づくりの場として気軽に参加できる場を開設します。	福祉課
ファーストブックお話し会	4カ月児検診の際、親子を対象に、赤ちゃんがはじめて出会う絵本を紹介します。絵本を通して、親と赤ちゃんがふれあうことの大切さを伝えます。	生涯学習課
赤ちゃんのためのおはなし会	乳幼児を対象にしたお話し会を開催し、子育てのための読書の推進を図ります。	生涯学習課
おはなし会	幼児から小学生までの児童を対象に、お話し会を開催し、絵本や物語に触れることにより読書活動を活発にします。	生涯学習課
育児書から子育てを考える会 【実施検討中】	育児に関する新刊の紹介や育児書をテーマにした講座の開設をするなど、子育てを考える場を提供し、子育てに関するタイムリーな情報を伝えます。	生涯学習課
「親子の約束」標語コンクール	夏休み期間に家庭内における約束を標語にして子ども達が取り組み、保護者が評価することによって家庭内のコミュニケーションを図り、絆を深めます。	生涯学習課

E. 地域の教育力の向上

具体的な施策	内 容	担当課
地域総合型スポーツクラブへの支援	児童から成人まで広く会員を募り、各種スポーツに取り組み、健康増進を図ります。	生涯学習課
スポーツ推進委員による指導助言	スポーツ基本法に基づき、住民のスポーツの推進、指導助言を行います。	生涯学習課
協育推進地域本部推進事業	小学校区域内の公民館に協育推進地域本部を設置し、学校・家庭・地域が連携協力しながら教育活動を行うことにより、子ども達の育成を図ります。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	公民館を拠点に、地域の方々が指導者となって様々な体験活動等を実施して、子ども達と地域との関わりを強めるとともに、豊かな心を育みます。	生涯学習課

基本目標 ④ 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や子どもの安全の確保など、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進する。

具体的な施策	内 容	担当課
公共的建築物の改善、道路等の整備	すべての人が安心して外出できるように、公共施設のバリアフリー化を推進します。	都市整備課 土木課
ベビーカーに配慮したまちづくり	妊産婦、乳幼児連れの方などが安心して外出できるように、ベビーカーに配慮したまちづくりを推進します。	都市整備課 土木課
公共施設等でのトイレ整備、プレイルールの設置 【実施検討中】	公共施設等において、子どもサイズの便器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレ設備を整備したり、プレイールーム等の設置を推進します。	各所管課
子どもの広場管理	子どもたちがのびのびと安全・快適に遊べるように、各地区の子どもの広場の整備を図ります。	生涯学習課
ふれあい広場、マリントウン緑地の整備	施設・遊具の充実を図ることにより、家族がふれあい健康で元気な児童を育成できる環境の整備を図ります。	都市整備課
防犯灯の整備	今後も地域の要望に基づき、防犯灯の整備を図ります。	防災対策課
事故の分析や安全マップ作成	児童が事故に遭った場合、保護者・医療機関・警察から情報収集を行い、事故内容の分析を行います。また事前に安全マップを作成します。	学校教育課
チャイルドシートの購入補助	市民の安全意識の高揚と自動車乗車中の乳幼児の安全確保を図るため、チャイルドシートの購入に対し補助します。	市民課
交通安全教室	保育所・幼稚園・PTA・小学校・警察などと一緒に、交通安全教室や街頭交通指導などを実施します。	防災対策課
防犯講習会	交番(駐在)所員が児童に対して行う防犯についての講習会を実施します。	防災対策課
地区防犯委員活動支援	地区防犯委員に啓発チラシを配布してもらったり、地域での自主的防犯行動を啓発し、防犯環境及び救出・救護態勢を整備します。	防災対策課
子ども110番の家事業	子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」を警察と協力しながら支援します。	防災対策課

基本目標 ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開など、働く女性が子どもを産み育てやすい社会の形成に取り組む。

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画社会づくり推進事業	男女共同参画社会づくりを促進し、子育てと就労を両立できる体制づくりを推進します。	生涯学習課
男女共同参画推進員の設置	性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るための啓発等を行います。	生涯学習課
男女共同参画講演会の開催	男女共同参画を推進し子育てしやすい職場にするために、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を促す講演会を開催します。	生涯学習課
輪島市勤労者育児休業等生活資金融資制度	安心して育児休業又は介護休業が取得でき、就業の継続がしやすい環境の整備を図るため、育児休業等に必要とする生活資金の融資に対して利子の負担を軽減します。	漆器商工課

基本目標 ⑥ 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちの個々の能力を伸ばし、健やかな成長を支援する取り組みを推進する。

具体的な施策	内 容	担当課
障害早期発見のための健康診査	障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や、学校における健康診断等を推進します。	健康推進課 学校教育課
施設のバリアフリー化 【実施検討中】	公共施設等の改修時にバリアフリー化を推進します。	各所管課
補装具給付事業	障害者の身体機能を補うための用具の購入及び修理に要した費用の一部又は全部を給付し、機能回復を図ります。	福祉課
心身障害者医療費助成事業	心身障害者に対し医療費の助成を行い、保健の向上に努めるとともに障害者福祉の増進を図ります。	福祉課
重度障害児日常生活用具給付事業	在宅重度障害児に対し日常生活用具を給付、介護者の労力の軽減を図ります。	福祉課
児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	福祉課
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。	福祉課
移動支援事業	障害のある方が円滑に外出できる支援を行います。	福祉課
日中一時支援事業	日中活動の場を提供するとともに、家族などの介護者の就労や休息を図る支援を行います。	福祉課
障害者扶養共済掛け金助成	残された障害者に終身一定の年金を支給する制度の掛け金を助成します。	福祉課
障害児福祉手当	視力・聴力・上下肢・体幹障害及び知的障害の重度重複障害があるため日常生活で常時介護が必要な在宅障害児の保護者に手当を支給します。	福祉課
特別児童扶養手当	身体・知的・精神に障害がある児童の保護者に手当を支給します。	福祉課
療育相談会(ポーター教室)	発達に遅れや偏りのある児童の発達を支援する療育相談会(ポーター教室)を開催し、相談を行います。	福祉課
形態別学級の設置、教員の配置	身体障害、知的障害、発達障害等の形態別学級の設置、教員の配置など適切な教育的支援を行います。	学校教育課
育成医療制度	身体に障害のある児童に早期の治療を行い、その障害の軽減・除去により生活能力を高めます。	福祉課
あそびの教室	発達の遅れや育てにくさがある子どもに対して、早期に適切な関わりができるように専門相談員による助言・指導を行います。	健康推進課

基本目標 ⑦ ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、経済的支援や就業支援等の取り組みを推進する。

A. 自立支援のための相談活動等

具体的な施策	内 容	担当課
母子・父子自立支援員	母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関して実情を把握し、家庭のさまざまな問題、母親・父親の就職、子どもの教育、母子・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行います。	福祉課
母子・父子福祉推進員	委嘱を受けた2名の推進員が、母子家庭等の福祉の増進に関し、理解と熱意を持ち身上相談に応じ、助言等を行います。	福祉課
輪島市母子寡婦福祉協会への支援	母子及び父子家庭並びに寡婦の援護育成を図り、生活意欲の増進を助長することを目的とした輪島市母子寡婦福祉協会に支援します。	福祉課

B. 自立支援のための経済的支援や就業支援

具体的な施策	内 容	担当課
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るために、ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のいない児童に対し、医療費の一部を給付します。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	福祉課
母子・父子寡婦福祉資金	母子家庭の母または父子家庭の父の経済的自立を支援し、扶養している児童の福祉を増進するために、資金を貸し付けます。	福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対して給付金を支給し、自立の促進を図ります。	福祉課
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業	ひとり親家庭の父または母の放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減することで、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の父又は母の就業・自立を促進します。	福祉課